

# 待機児童対策を考える

## — 鳥取県伯耆町<sup>ほうきちやう</sup>の家庭保育支援の検討 —

A study on the Waiting-List Child Policies  
— Cash Benefits on Town of Houki in Tottori Prefecture —

宮本恭子

Kyoko Miyamoto

キーワード：待機児童問題、家庭保育支援、鳥取県伯耆町、保育の現金給付

### 要 旨

保育所の増設などさまざまな施策が講じられながら、いまだに待機児童を解消できない現状にある。本研究の目的は、待機児童問題を需要側と供給側双方から考えるとともに、育児に関する他の制度との関連も分析し、待機児童問題を解消するための政策的支援の在り方を検討することにある。とくに待機児童対策のための「家庭保育支援」に着目し、家庭で0歳児の保育をしている保護者に対し、手当を支給する経済的支援の効果を鳥取県伯耆町のケースから考察した。

伯耆町の乳児家庭保育支援手当の事例でみると、保育所入所のニーズの高まりとは裏腹に、3歳まで家庭内で保育を希望する親は多く、家庭で0歳児の保育をしている保護者に対する経済的支援は、家庭保育の支援につながり、少子化対策にも有効である可能性が示唆された。まず重要であるのは、家庭での子育てを希望する親が安心して家庭で子育てをできることであり、そのために、経済的支援等で家庭での子育てを社会的に評価し、保育施設に入所するときには、スムーズに入所できるような仕組みを構築することであろう。待機児童対策のために低年齢児には家庭での子育てを中心とし、1歳児以降は保育所で対応するという役割分担の検討が望まれる。

## はじめに

政府は2017年の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）をまとめた。柱は「人材投資の抜本強化」である。第一歩として、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消を打ち出した。それに必要な財源として「新たな社会保険方式の活用」を選択肢に挙げた。「こども保険」制度を設ける案である。「こども保険」とは、勤労者や企業から集めた社会保険料を使って、子育て世帯の経済的な負担を減らす制度である。子どもが必要な保育や教育を受けられないリスクを社会全体で支える社会保険の一種と位置づけるものである。

まず最優先すべきは、待機児童の解消である。保育所は、女性の就労支援、幼児教育、子育て負担軽減など多くの役割を果たしており、結果として少子化解消や女性活用など私的便益を上回る社会的メリットを生み出すからだ。幼児期の子どもが安心して過ごせる保育サービスを増やす。これが社会や経済に与える効果は大きい。親の仕事と子育ての両立が軌道にのれば、人手不足を緩和しやすくなるだろう。待機児童対策は、少子化対策であると同時に、将来を担う人材を生み出す、重要な人材への投資といえる。このように、待機児童解消は子どもにとっても社会にとっても望ましいことである。

1990年に発表された平成元年の合計特殊出生率が、これまで最低であった1966年の「丙午」の年（1.58）を下回ったことで、少子化問題が顕在化して「1.57ショック」といわれた<sup>1)</sup>。政府はさっそく1991年に児童手当の支給を第1子からとしたほか、エンゼルプランの策定（1994年）などの対応を打ってきたが、決め手を欠いている。合計特殊出生率は、多少の増減はあるものの、直近の2015年は1.45で、ほぼ一貫して低下してきた傾向がある<sup>2)</sup>。

こうしたなか、2012年に「税と社会保障の一体改革」という制度改革のなかで、子ども・子育て支援3法となって結実した。この時に決まったことは、当時5%だった消費税率を段階的に8%、10%に引き上げて、その財源を用いて社会保障の充実をはかろう、子育て支援の充実をはかろうというものであった<sup>3)</sup>。しかし2015年から10%になる予定であった消費税の増税が2度延期に

なり、予定通りに進んでいないが、子育ての分野にとっては大きな意義のある改革であった。この改革によって消費税の税収の使い道に「子育て」が初めて入り、「子育て」のための安定的な財源の確保に向けて、一歩前進となった。そのときに成立した子ども・子育て支援3法に基づいて2015年度から走り出しているのが「子ども・子育て支援制度」である<sup>4)</sup>。この改革によって、高齢者介護対策に比べて15年遅れたが、子育てを社会全体で支えていこうという合意ができたのだといえる。

その間、保育所の増設などさまざまな施策が講じられながら、いまだに待機児童を解消できない現状にある。そもそも待機児童とは保護者が希望しても保育所に入所できない児童のことであり、経済学的に表現すれば“保育所への需要が供給を超過している状態”である。待機児童問題を考えるには需要と供給双方からのアプローチが必要である。

この点について、前田では、待機児童問題について需要側からも解決策を探る必要性を指摘している<sup>5)</sup>。中室では、就学前教育の重要性を指摘し、供給側の質・量の充実を促している<sup>6)</sup>。藤本では、育児の経済的支援が必要である背景や、その財源を消費税増税に求めるべきであると主張している<sup>7)</sup>。このように、保育、就学前教育の問題に関する研究は蓄積されつつあるが、需要と供給双方からのアプローチの研究の蓄積は、筆者の知る限り十分ではない。本稿では、需要と供給側双方から考える。

## I. 待機児童の実態

保育所に入所できない児童が問題になっているが、全国的にみれば、近年、保育の受け皿は大幅に増加している。保育所の受け入れ枠は、2009年の約213万人から2016年度に約228万人へと、15万人分の定員の拡充が図られた(表1)。保育所の利用児童数も、2009年の約204万人から2016年に約214万人と増えているが、受け入れ枠に占める利用児童数の割合である定員充足率は、2009年の95.7%から2016年には93.3%に減少となった。

全国的にみれば、保育所に入所できない児童は減っているが、子どもの年齢で見ると、待機児童は解消してない。待機児童数を年齢区分別にみると（表2）、3歳児未満の乳幼児が待機児童の86.8%（20,446人）を占める（2016年）。このうち0歳児が15.7%（3,688人）、1・2歳児が71.1%（16,758人）である。3歳以上児は13.2%（3,107人）にとどまる。2011年には、3歳児未満の乳幼児が待機児童に占める割合は82.6%（21,109人）であったので、3歳児未満の待機児童は増えている。このうち0歳児が13.9%（3,560人）、1・2歳児が68.7%（17,549人）、3歳以上児が17.4%（4,447人）であったので、0歳児の待機児童の増加傾向が目立つ。

その理由が、3歳児未満の乳幼児の保育ニーズの存在である。当該年齢の就学前児童数に占める保育所等の利用児童数を年齢区分別に見ると（表3）、3歳児未満で保育所を利用する児童は増えている。2009年には、全年齢合計が31.3%で、このうち0歳児が8.4%、1・2歳児が28.5%、3歳児以上が40.9%であったのが、2016年には、全年齢合計が37.9%のうち、0歳児が12.5%、1・2歳児が38.1%、3歳児以上が46.0%となった。0歳児と1・2歳児の低年齢児を持つ親が保育所を利用しようとするニーズが増すなか、待機児童がなかなか解消しない状況となっている。

次に、地域間で異なる待機児童の問題である。個々の地方自治体で見ると、待機児童は解消していない。待機児童の状況を都市部とそれ以外の地域で見ると（表4）、7都道府県・指定都市・中核市等の大都市部では相変わらず多くの待機児童が生まれる。大都市部では2011年には81.9%、2016年には74.3%を占める。大都市部以外の地方では、2011年には18.1%、2016年には25.7%と、割合は少ないが増える傾向にある。

以上より、個々の自治体で見ると、待機児童の状況は異なるが、全国的に見ると、低年齢児の保育所の需要が供給を超過するという状況を生み出している。したがって、待機児童問題を考えるには、低年齢児対策に集中的に取り組む必要がある。だが、低年齢児保育はコストがかかりすぎるという問題を抱える。とくに保育ニーズが顕在化している0歳児保育は人手もコストもかかる。3歳児

は保育士1人に対し子ども20人に対して、0歳児の場合は、保育士1人に対し子ども3人である。こうしたなか、国は小規模保育事業の推進など、低年齢児保育の供給体制を拡充している。

表1 保育所等の定員—利用児童数等の状況

|          | 2009年     | 2010年     | 2011年     | 2012年     | 2013年     | 2014年     | 2015年     | 2016年     |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 受け入れ枠(人) | 2,131,929 | 2,158,045 | 2,204,393 | 2,240,178 | 2,288,819 | 2,335,724 | 2,287,878 | 2,279,211 |
| 利用児童数(人) | 2,040,934 | 2,080,072 | 2,122,951 | 2,176,802 | 2,219,581 | 2,266,813 | 2,159,357 | 2,136,443 |
| 定員充足率(%) | 95.7      | 96.4      | 96.3      | 97.2      | 97.0      | 97.0      | 94.2      | 93.3      |

注：2015年以降は、地域型保育事業を含める。各年、4月1日の数値である。

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」各年データより作成。

表2 年齢区分別の利用児童数・待機児童数の推移

|           | 2011年                |                   | 2012年                |                   | 2013年                |                   | 2014年                |                   | 2015年                |                   | 2016年               |                   |
|-----------|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|           | 利用児童数(S)             | 待機児童数(S)          | 利用児童数(S)            | 待機児童数(S)          |
| 低年齢児(0～2) | 773,311<br>(36.4)    | 21,109<br>(82.6)  | 798,625<br>(36.7)    | 20,207<br>(81.4)  | 827,773<br>(37.3)    | 18,656<br>(82.0)  | 858,957<br>(37.9)    | 18,662<br>(84.5)  | 892,772<br>(38.3)    | 19,902<br>(85.9)  | 975,056<br>(39.7)   | 20,446<br>(86.8)  |
| うち0歳児     | 105,366<br>(5.0)     | 3,560<br>(13.9)   | 108,950<br>(5.0)     | 3,170<br>(12.8)   | 112,373<br>(5.1)     | 3,035<br>(13.3)   | 119,264<br>(5.3)     | 3,507<br>(16.4)   | 123,657<br>(5.3)     | 3,266<br>(14.1)   | 137,107<br>(5.6)    | 3,688<br>(15.7)   |
| うち1・2歳児   | 667,945<br>(31.5)    | 17,549<br>(68.7)  | 689,675<br>(31.7)    | 17,037<br>(68.6)  | 715,400<br>(32.2)    | 15,621<br>(68.7)  | 739,693<br>(32.6)    | 14,555<br>(68.1)  | 769,115<br>(33.0)    | 16,636<br>(71.8)  | 837,949<br>(34.1)   | 16,758<br>(71.1)  |
| 3歳以上児     | 1,349,640<br>(63.6)  | 4,447<br>(17.4)   | 1,378,177<br>(63.3)  | 4,618<br>(18.6)   | 1,391,808<br>(62.7)  | 4,085<br>(18.0)   | 1,407,856<br>(62.1)  | 3,309<br>(15.5)   | 1,437,886<br>(61.7)  | 3,265<br>(14.1)   | 1,483,551<br>(60.3) | 3,107<br>(13.2)   |
| 全年齢児計     | 2,122,951<br>(100.0) | 25,556<br>(100.0) | 2,176,802<br>(100.0) | 24,825<br>(100.0) | 2,219,581<br>(100.0) | 22,741<br>(100.0) | 2,266,813<br>(100.0) | 21,371<br>(100.0) | 2,330,658<br>(100.0) | 23,167<br>(100.0) | 2,458,607<br>(39.9) | 23,553<br>(100.0) |

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」各年データより作成。

表3 年齢区分別の保育所等利用率

|                        | 2009年               | 2010年               | 2011年               | 2012年               | 2013年               | 2014年               | 2015年               | 2016年               |
|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 年齢区分別の就学前児童数           |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
| 3歳児未満(0～2)             | 3,263,000           | 3,254,000           | 3,228,102           | 3,158,000           | 3,155,000           | 3,151,000           | 3,006,100           | 3,103,000           |
| うち0歳児                  | 1,101,000           | 1,078,000           | 1,072,353           | 1,068,000           | 1,044,000           | 1,042,000           | 967,900             | 1,020,000           |
| うち1・2歳児                | 2,162,000           | 2,176,000           | 2,155,749           | 2,090,000           | 2,111,000           | 2,109,000           | 2,039,000           | 2,083,000           |
| 3歳以上                   | 3,257,000           | 3,210,000           | 3,185,992           | 3,206,000           | 3,187,000           | 3,161,000           | 3,156,200           | 3,155,000           |
| 全年齢合計                  | 6,520,000           | 6,464,000           | 6,414,094           | 6,364,000           | 6,342,000           | 6,312,000           | 6,162,300           | 6,258,000           |
| 年齢区分別の保育所等利用児童の割合(利用率) |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
| 3歳児未満(0～2)             | 709,399<br>(21.7)   | 742,085<br>(22.8)   | 773,311<br>(24.0)   | 798,625<br>(25.3)   | 827,773<br>(26.2)   | 858,957<br>(27.3)   | 975,056<br>(32.4)   | 920,840<br>(29.7)   |
| うち0歳児                  | 92,606<br>(8.4)     | 99,223<br>(9.2)     | 105,366<br>(9.8)    | 108,850<br>(10.2)   | 112,373<br>(10.8)   | 119,264<br>(11.4)   | 137,107<br>(14.2)   | 127,562<br>(12.5)   |
| うち1・2歳児                | 616,793<br>(28.5)   | 642,862<br>(29.5)   | 607,945<br>(31.0)   | 689,675<br>(33.0)   | 715,400<br>(33.9)   | 739,693<br>(35.1)   | 837,949<br>(41.1)   | 793,278<br>(38.1)   |
| 3歳以上                   | 1,331,575<br>(40.9) | 1,338,029<br>(41.7) | 1,349,640<br>(42.2) | 1,378,177<br>(43.0) | 1,391,808<br>(43.7) | 1,407,856<br>(44.5) | 1,483,551<br>(47.0) | 1,452,774<br>(46.0) |
| 全年齢合計                  | 2,040,974<br>(31.3) | 2,080,114<br>(32.2) | 2,122,951<br>(33.1) | 2,176,802<br>(34.2) | 2,219,581<br>(35.0) | 2,066,813<br>(35.9) | 2,458,607<br>(39.9) | 2,373,614<br>(37.9) |

注：各年4月1日のデータである。保育所等利用率は、当該年齢の保育所等の利用児童数÷当該年齢の就学前児童数。

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」各年データより作成。

表4 都市部とそれ以外の地域の待機児童数の推移

|                   | 2011年             | 2012年             | 2013年             | 2014年             | 2015年             | 2016年             |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 7都道府県・指定都市・中核市（人） | 20,939<br>(81.9%) | 19,682<br>(79.3%) | 18,267<br>(80.3%) | 16,746<br>(78.4%) | 17,083<br>(73.7%) | 17,501<br>(74.3%) |
| その他の道県（人）         | 4,617<br>(18.1%)  | 5,143<br>(20.7%)  | 4,474<br>(19.7%)  | 4,625<br>(21.6%)  | 6,084<br>(26.3%)  | 6,052<br>(25.7%)  |

注：首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、近畿圏（京都、大阪、兵庫）の7都道府県（政令指定都市、中核市含む）と、その他の政令指定都市、中核市

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」各年データより作成。

## Ⅱ. 多様化する保育所の種類

2013年4月から進めている「待機児童解消加速化プラン」では、2017年度末までに待機児童の解消を目指すとした意欲的な内容を掲げた<sup>8)</sup>。このプランは、合計50万人分の受け皿拡大を図ることとした。そのための手法として、小規模保育事業の推進等が講じられた。整備費の補助など経済的なインセンティブだけでなく、「開設しやすさ」と低年齢児保育の受け皿の拡充に重点を置いた事業者へのバックアップが目立つ。

子ども・子育て支援新制度は平成2015年4月に本格施行となり、同年から制度化された「地域保育事業」はそのひとつである。同制度では、認定こども園、幼稚園、保育所の3つの施設類型の他に、0～2歳児の保育の受け皿として、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を新たに公的給付の対象としている。地域保育事業の創設により、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みが計画された。都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

多様化する保育所において（表5）、施設数が23,447箇所でも多いのが「保育所」である。定員は20人以上などと国が定めた基準が設けられ、自治体から認可を受ける。また自治体が運営する「公立認可保育所」と、社会福祉法人

や株式会社などが運営する「私立認可保育所」とに分かれ、運営費は国と自治体からの補助と、保護者が支払う保育料でまかなわれる。

このほか、定員が6～19人の「小規模保育所」、保育士や研修を受けた人が1～5人の子どもを預かる「家庭的保育事業（保育ママ）」、保育者が家庭を訪れて保育する「居宅訪問型保育事業」、従業員の子どもの地域の子どもの預かる「事業所内保育所」がある。いずれも2015年4月に施行された子ども・子育て関連3法に基づき、自治体の許可を得ることで一部補助を受けられるようになった。また、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」もある。さらに、認可を受けずに補助金を得ていない「認可外保育所」もある。事業所内保育所も増やす。政府は20年度末までに待機児童ゼロにする目標の実現に向け、企業主導型保育所の定員数を2017年度末までに合計7万人とする。従来計画から新たに2万人分上積みした。

2016年の受け入れ枠は、保育所と幼稚園型認定こども園で前年比約8万6千人、地域型保育事業の1万7千人も含めれば10万3千人増えた（表6）。2015年の定員充足率は、保育所94.2%、こども園77.0%、地域型保育事業73.8%から、2016年は保育所93.7%、こども園77.7%、地域型保育事業82.0%となり、地域型保育事業の利用の増加が注目される。

だが、低年齢児（0～2）の待機児童は減らず、2016年4月に20,446人にのぼる。全体の待機児童数23,553人の86.8%を占める。このうち、1・2歳児は16,758人（71.1%）、0歳児は3,688人（15.7%）で、1・2歳児が7割以上を占める。このように、地域型保育事業の創設により、低年齢児の保育の受け入れ枠及び利用児童数は増えているにもかかわらず待機児童は解消せず、保育所整備の推進が、潜在的保育ニーズを誘発、顕在化させ、いつまでたっても供給が需要に追いつかないという状況を生み出している。

表5 多機能化する保育所の種類

| 区 分                      | 施設型給付  |   | 地域型保育給付   |  |   |   |
|--------------------------|--|---|---|--|---|---|
|                          | 保育所  | 認定こども園<br>(幼保連携型)   | 小規模保育   | 家庭的保育  | 居宅訪問型保育   | 事業所内保育  |
| 制度開始<br>年度               | 1948年度                                       | 2006年度<br>(15年改正)   | 2015年度  |  |   |   |
| 子どもの<br>年齢               | 0～5歳   | 0～5歳  | 0～2歳  | 0～2歳   | 0～2歳  | 0歳～   |
| 特 徴                      | 定員20人以上<br>職員資格(保育士)<br>職員数0歳児31、<br>1～2歳児61 | 定員20人以上<br>職員資格(保育教諭:幼稚園教諭の免許状と保育士資格を保有することを原則)<br>就学前の子供を保護者が働いている、いないにかかわらず受入れて、教育及び保育を一体的に行う機能 | 定員6～19人<br>職員資格<br>A型保育士、B型2分の1以上<br>保育士、C型家庭的保育者<br>A型(保育分園ミニ、保育園に近い類型)<br>B型(中間型)<br>C型(家庭的保育に近い類型) | 定員5人以上<br>職員資格(家庭的保育者:市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認めた者) | 保護者の自宅で1対1で保育<br>職員資格(必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認めた者) | 定員20人以上<br>従業員と地職の子どもと一緒に保育<br>職員資格(小規模保育事業のA型の基準と同様) |
| 施設箇所数<br>(平成28年<br>4月1日) | 23,447                                       | 4,001<br>幼保連携型(2,785)<br>幼稚園型(682)<br>保育所型(474)<br>地方裁量型(60)                                      | A型1,711(962)<br>B型595(572)<br>C型123(121)  | 958(931)   | 9(4)  | 323(150)  |

注:( )は、平成27年4月1日の数値である。

出所:内閣府資料をもとに筆者作成。

表6 保育所等の定員・利用児童数の状況

|       | 保育所等数             | 定 員 (人)   | 利用児童数 (人) | 定員充足率 (%) |
|-------|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 2015年 | 保育所等 (25,464)     | 2,474,564 | 2,330,658 | 94.2      |
|       | 幼稚園型認定こども園等 (582) | 25,240    | 19,428    | 77.0      |
|       | 地域型保育所 (2,737)    | 31,898    | 23,528    | 73.8      |
| 2016年 | 保育所等 (26,237)     | 2,554,044 | 2,393,988 | 93.7      |
|       | 幼稚園型認定こども園等 (743) | 31,820    | 24,725    | 77.7      |
|       | 地域型保育所 (3,879)    | 48,646    | 39,895    | 82.0      |

出所:厚生労働省、「保育所等関連状況取りまとめ」各年データより作成。

### Ⅲ. 親の働き方と0歳児保育

#### 1. 有期契約労働者の育児休業制度

0歳児の待機児童を減らすには、親が安心して育児休業を取得できるようにするのが有効である。育児休業とは、子を養育するためにする休業をいう。労働者と法律上の親子関係がある「子」であれば、実子、養子を問わない。も

ちろん父親、母親のいずれでも育児休業をすることができる。1990年の1.57ショックを契機に、少子化の流れを食い止める政策の一つとして制定された「育児休業等に関する法律（育児休業法）」（1992年4月1日施行）が今日、育児・介護休業法として知られる法律の原点である。この法律の制定によって、育児休業制度が単独立法化された。その後、育児休業法の改正案として1995年に介護休業制度が立案され、育児休業のみならず介護休業も立法化した「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が制定された<sup>9)</sup>。

1992年施行の育児休業法により、雇用期間の定めのない労働者は、勤務先の規定にかかわらず育児休業を取得できるようになった。だが、雇用期間に定めのある労働者（有期契約労働者）は長期的な休業に馴染まないとされ、育児休業の対象外とされていた。しかし、有期契約労働者の中には、実態として期間の定めのない雇用契約と同じ状態になっている者もいる。この「形式上有期契約でも実態として期間の定めのない雇用契約と同じ状態になっている」労働者は育児休業の対象であることを、労働省（2001年から厚生労働省）は通達や指針において示してきた<sup>10)</sup>。

2004年改正法では、「有期雇用者への権利拡大」が改正の最も大きなポイントといえる。そして、2005年4月施行の改正育児・介護休業法から、次の①から③の要件をすべて満たす有期契約労働者に限り、育児休業の対象となった。

- ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること
- ③子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

さらに2016年3月改正では、有期契約労働者の育児休業を取得する際の要件が緩和された。育児休業をすることができる有期契約労働者の範囲は、申出の時点で、次の①②の両方を満たす人となった。

- ①育児休業の申出の時点で、雇用された期間が1年以上継続している。
- ②子が「1歳6カ月」になるまでの間に雇用契約の更新がないことが明らか

な者を除く（雇用契約の継続があるかないか分からない場合も可能）。

有期契約労働者全体の規模からみれば、この要件を満たす労働者は少なくない。しかし、重要なのは、この要件に該当する有期契約労働者が実際に育児休業を取得できているかどうかである。

2017年10月1日の制度改正では、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できる。育児休業給付金の給付期間も2歳までとなる。事業主に、労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、当該労働者に対して個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務も創設された。

## 2. 育児休業取得率

育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性の育児休業取得率は、長期的には上昇傾向にあるものの、2.65%と依然として低水準にある（表7）。パート、派遣等の有期契約労働者の育児休業取得率は、女性は7割にとどまるのに対し、男性の育児休業取得率は、3.42%に上昇している（表8）。全体的にみれば育児休業取得率は上昇傾向にあるが、女性の有期契約労働者の育児休業取得率は、全体の労働者と比べ低水準にある。

なお、2010年から14年に妊娠時パート・派遣職員、第1子出産時パート・派遣職員のうち、育児休業制度を利用した割合は11.8%にとどまる一方、2010年から14年に妊娠時正規の職員、第1子出産時正規職員のうち、育児休業制度を利用した割合は88.0%に上昇している（表9）。正規職員は育児休業による継続就業が進んでいるが、パート・派遣は低水準にあることがわかる。

育児休業なしで継続就業する場合、非正規雇用の人など0歳児から入所させようとする親もいる。0歳児保育は人手もコストもかかる。非正規雇用者も含め、親が安心して育児休業を取得できるようにし、0歳児は親中心の育児を支援するのがコスト面でも有効である。

そのために経済的支援も必要である。育児休業中の経済的支援には育児休業

給付金がある。1歳（延長事由に該当する場合は1歳6ヵ月）に満たない子を養育するために育児休業を取得するとき、一定要件に該当する雇用保険の被保険者に対して支給される。原則として休業開始時の賃金月額額の67%が支給される。なお、育児休業の開始から6か月経過後は50%になる。また、育児・介護休業法により、3歳までの子を養育するための育児休業期間について、社会保険（健康保険と厚生年金）の保険料は被保険者分・事業主分とも免除される。なお平成26年4月より、産前産後休業期間中の社会保険料も免除が受けられるようになった。

さらに、子育て支援における手当等として、児童手当がある。児童手当とは、次代の社会を担う子どもの健やかな成長のために、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に対して支給されるものである。0～3歳未満が一律15,000円、3歳～小学校終了まで10,000円（第三子以降15,000円）、中学生一律10,000円となっている。所得制限世帯（約960万円以上）は一律5,000円である。児童扶養手当（父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るための手当）もある。特別児童扶養手当は、20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される。支給月額（平成29年4月より適用）は、1級51,450円、2級34,270円である。児童手当等以外に地方自治体が独自に現金を給付している場合もある。

表7 育児休業取得率の推移

(%)

| 年  | 平成8  | 11   | 14   | 16   | 17   | 19   | 20   | 21   | 22   | 23   | 24   | 25   | 26   | 27   |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 女性 | 49.1 | 56.4 | 64.0 | 70.6 | 72.3 | 89.7 | 90.6 | 85.6 | 83.7 | 87.8 | 83.6 | 83.0 | 86.6 | 81.5 |
| 男性 | 0.12 | 0.42 | 0.33 | 0.56 | 0.50 | 1.56 | 1.28 | 1.72 | 1.38 | 2.63 | 1.89 | 2.03 | 2.3  | 2.65 |

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

表8 有期契約労働者育児休業取得率の推移

(%)

| 年  | 平成17 | 20   | 22   | 23   | 24   | 25   | 26   | 27   | 28   |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 女性 | 51.5 | 86.6 | 71.7 | 80.7 | 71.4 | 69.8 | 75.5 | 73.4 | 70.0 |
| 男性 | 0.10 | 0.30 | 2.02 | 0.26 | 0.24 | 0.78 | 2.13 | 4.05 | 3.42 |

資料：厚生労働省「平成28年度雇用均等基本調査 事業所調査」

表9 地位継続者に占める育休取得率

(%)

| 年       | 正規職員 | パート・派遣 |
|---------|------|--------|
| 1985～89 | 34.9 | 6.7    |
| 1990～94 | 50.3 | 1.6    |
| 1995～99 | 67.4 | 6.4    |
| 2000～04 | 79.2 | 10.6   |
| 2005～09 | 88.6 | 27.3   |
| 2010～14 | 88   | 11.8   |

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」

## IV. 家庭保育支援

### 1. 現金給付とは

社会保障給付のあり方については、給付を現金で行う（現金給付）と、現物で行う（現物給付）の2つの方法がある。保育の場合、親の保育ニーズに、保育のための費用を現金で提供するか、それとも、具体的な保育サービスを提供すべきかは重要な論点となる。

現金給付のメリットは、第1に、給付を受けた人から見てその人の「消費者主権」が完全に尊重される点にある。現物給付の場合は、政府から与えられた特定のサービス（いわゆる「措置」）を受け入れざるをえなくなるが、それが人々の期待にそぐわないことがしばしば起こる。第2に、消費者主権が尊重される結果、現金給付の使い道によってどのようなサービスが必要になるかということが明らかとなり、それに応じて必要なサービスを提供するビジネスが発生することになる。現物給付はそうした効果の発生をはじめから阻止しており、むしろ資源配分を歪める危険性がある。

このように、現金給付には現物給付に比べて消費者主権が尊重され、人々のニーズが反映されて資源配分に中立的であるというメリットがある。しかし、問題がないわけでない。給付された現金が本来の目的から外れ、流用される危険性も回避できない<sup>11)</sup>。以下では、家庭で0歳児の保育をしている保護者に対し、手当を支給する経済的支援の効果を鳥取県伯耆町のケースから考察する<sup>12)</sup>。

## 2. 鳥取県伯耆町の「乳児家庭保育支援手当金支給制度」

### (1) 伯耆町の概要

#### ① 伯耆町の特徴

“子育て王国とっとり”を掲げる鳥取県西部に位置する伯耆町(ほうきちょう)は、人口約1万1千人の町である。大山(だいせん)西麓に位置し、北西部で米子市に接する。2005年1月、西伯郡の岸本町と日野郡の溝口町が合併して伯耆町となった。米子市寄りの地域では同市のベッドタウン化が進む。稲作と酪農、スイカ・白菜・白ネギ・花卉(かき)などの栽培が盛んである。榎水(ますみず)高原にはキャンプ場やゴルフ場、スキー場があり、大山観光の中心となっている。

人口は、1995年度13,012人に対して2017年度には11,227人で約2,000人減少している。また、世帯数は核家族化が進行した影響で、人口減少に反して増加しており、1995年度から2005年度までの10年間で300以上の世帯が増加しているが、その後の10年間は比較的少ない増減で推移している。世帯数は2005年度3,416世帯に対して2017年度には3,825世帯で推移している<sup>13)</sup>。

また、年齢区分別人口の推移としては、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳～64歳)は継続的に減少、老年人口(65歳以上)については増加しており、継続して少子・高齢化が進行している。高齢化率については、7年度では約22%であったのが徐々に増加し、2009年度には30%を超え、2014年度には33%まで到達した<sup>13)</sup>。

2005年以降の自然動態をみると、どの年も死亡数が出生数を上回っており、継続的に自然減少している。2005年度80人、2016年度103人の自然減少である。出生数については、2010年度の80人が最高でその後減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある<sup>13)</sup>。2016年度の出生数は64人である。合計特殊出生率は2010年度1.71が最高で減少傾向にあったが、出生数と同様に近年は増加傾向にある。

10年間で平均すると毎年66人が出生、160人が死亡、合計で94人減少している。しかし、直近の3年間(2014年から16年)に注目すると、出生数と死

亡数の増加が相まって、結果的に自然減の実数は増加傾向にある（表10）。

## ② 社会動態（転出・転入）

2005年以降の社会動態をみると、2010年の転入超過7人、2014年の転入超過34人以外は、転出者が転入者の数を上回る転出超過により毎年約30人程度減少している。ただ、自然動態と同様に、年によって多少のばらつきはあるものの、転出入超過は改善方向に進んでおり、2014年には転入超過34人となり、2015年には社会増78人は県内最多となった。転出入超過数の人口に対する比率は近年プラスに転じており、人口減少を社会動態が緩和している（表10）。

自然動態と同様に、年によって多少のばらつきはあるものの、転出入超過は改善方向に進んでおり、特に2015年度の転入超過78人については注目される数字となった。町は、主な要因としては、「町内の賃貸アパート・高齢者向け住宅が新設されたことや結婚・出産を機に子育て世代の出戻り・転入が増加した」と分析している<sup>14)</sup>。また、転入の理由として、最も多いのが「実家にもどる」で、学校卒業後や結婚・出産に伴う転入が想定できるが、町の充実した子育て・教育環境も影響していると分析している<sup>14)</sup>。

米子市に隣接した立地条件に加えて、まちの子育て・教育施策の充実、発信が徐々に浸透してきたといえよう。そのうち特に注目されるのが「乳児家庭保育支援手当金支給制度」である。全国的には保育の無償化、保育所の受け皿拡大が注目される中、伯耆町は2015年春に0歳児家庭保育の手当金支給の制度を開始した。

## (2) 「乳児家庭保育支援手当金支給制度」の概要

乳児家庭保育支援手当事業は、乳児を保育する保護者の経済的負担軽減と親子の愛着形成をはかるため、2015年度から実施しているものである。保育所の途中入所者の増加、特に3歳児未満の入所希望が増加する中、町は原因のひとつとして経済的理由での早期職場復帰の必要性があると考えた。また、保育所の運営経費や乳児期の愛着形成への影響も勘案し、経済的補助を実施するこ

表10 人口自然動態・社会動態

| 年   | 人口<br>(人) | 自然増減<br>(人) | 出生<br>(人) | 死亡<br>(人) | 合計特殊<br>出生率 | 転出入<br>超過(人) | 転入者数<br>(人) | 転出者数<br>(人) | 転入<br>超過率 |
|-----|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
| H17 | 12,508    | ▲80         | 65        | ▲145      | 1.25        | ▲31          | 416         | ▲447        | ▲3        |
| H18 | 12,382    | ▲82         | 67        | ▲149      | 1.22        | ▲15          | 400         | ▲415        | ▲1        |
| H19 | 12,282    | ▲90         | 70        | ▲160      | 1.31        | ▲95          | 358         | ▲453        | ▲8        |
| H20 | 12,091    | ▲118        | 65        | ▲183      | 1.26        | ▲84          | 363         | ▲447        | ▲7        |
| H21 | 11,929    | ▲84         | 65        | ▲149      | 1.33        | ▲30          | 396         | ▲426        | ▲3        |
| H22 | 11,827    | ▲88         | 80        | ▲168      | 1.71        | 7            | 331         | ▲324        | ▲1        |
| H23 | 11,745    | ▲108        | 60        | ▲168      | 1.25        | ▲56          | 313         | ▲369        | ▲5        |
| H24 | 11,574    | ▲118        | 51        | ▲169      | 1.12        | ▲16          | 330         | ▲346        | ▲1        |
| H25 | 11,464    | ▲99         | 69        | ▲168      | 1.64        | ▲41          | 381         | ▲422        | ▲4        |
| H26 | 11,364    | ▲74         | 71        | ▲145      | 1.64        | 34           | 381         | ▲347        | 3         |
| H27 | 11,398    | ▲90         | 55        | ▲145      | 1.46        | 78           | 401         | ▲323        | 7         |
| H28 | 11,353    | ▲103        | 64        | ▲167      | -           | ▲2           | 344         | ▲346        | 7         |

注：転出入超過率：転出入超過数の人口に対する比率。▲はマイナスである。

資料：伯耆町役場福祉課福祉支援室の提供資料より作成。

とで1歳までは家庭で子育てする選択肢ができるのではないかとねらいで事業を導入した<sup>13)</sup>。

対象者は町内在住の家庭で0歳児の保育をしている保護者である。育児休業給付金を受給中の場合、育児休業給付金支給基準額の6分の1を支給（乳児の月齢満9月～満12月の間）、育児休業給付金受給なしの場合、乳児1人に対し月額33,000円（乳児の月齢満4月～12月の間）支給する。多胎児の場合、2人目月額5,000円加算、3人目以上の場合、月額3,000円加算する。受給者は申請時以外に2か月に1回請求書等必要書類を提出し、2か月分をまとめて支給される。制度周知方法は、町報、ホームページ、有線TV番組放送、出生届時に制度説明のチラシを配布、乳児家庭訪問時、健診時などに保健師からお知らせ等である<sup>13)</sup>。

初年度の2015年度には、町は65名（内育児休業給付金を受給中に該当30名、育児休業給付金受給なしに該当35名）に総額9,917,313円を支給した<sup>13)</sup>。財源は国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）である。16年度は、72名（内育児休業給付金を受給中に該当32名、育児休業給付金受給なしに該当40名）に総額10,874,599円を支給した。財源は過疎対策事

業費の過疎債2,500千円と一般財源8,375千円である。2017年度から鳥取県の補助事業化され、県が支給額の2分の1を補助することになったため（月額1人30,000円（1歳児未満）、県補助金と過疎債、一般財源で実施している（表11）<sup>13)</sup>。なお、2017年度には県内19市町村のうち4市を除く15町村で乳児家庭保育支援手当事業制度が実施されている<sup>15)</sup>。

表11 乳児家庭保育支援手当の実施状況

| 支給認定者数 |                | 総支給額（円）         | 財源                      |
|--------|----------------|-----------------|-------------------------|
|        | 育児休業給付金の受給者（人） | 育児休業給付金の受給なし（人） |                         |
| H27    | 30             | 35              | 9,917,313 地方創生先行型交付金    |
| H28    | 32             | 40              | 10,874,599 一般財源、過疎債     |
| H29    | -              | -               | - 鳥取県補助金（2分の1）、過疎債、一般財源 |

資料：伯耆町福祉課福祉支援室提供資料より作成。

### (3) 制度に対する町民の反応・意見

#### ① 調査の概要

「乳児家庭保育支援手当 受給者アンケート調査」から乳児家庭保育支援事業の効果を考える。本調査結果は公表されていないため、伯耆町福祉課福祉支援室から独自に情報提供を受けた。本調査は、乳児家庭保育支援事業の効果などを検証し、今後の事業の充実や改善への参考とするため、2015年、16年度手当受給者に対し実施したものである。調査期間は2017年3月3日～17日である。調査項目は回答者の基本属性、乳児家庭保育支援手当の制度について（手当により、生活設計に影響があったか、具体的にどのようなところに影響があったか、手当の用途）、子育てについて、全般的なこと（次の子をもうけたいと思うか、いつまで家庭内で育てたいか、その希望は叶ったか）、乳児家庭保育支援手当についての意見等である。調査方法は郵送による送付・回収を行い、有効回答数は55件（回収率47.8%）であった。

回答者は伯耆町に住み始めてから1～5年が最も多く49.1%（27人）である。次いで20年以上23.6%（13人）となっている。移住者の回答が約半数を占め

ている。手当を受給された人の年齢は、30～34歳が43.6%（24人）、35～39歳が30.9%（17人）で、30歳代が約7割を占める。「育児休業給付金を受給していた」が52.7%（29人）、「受給していなかった」が47.3%（26人）である。

## ② 乳児家庭保育支援手当の制度について

「この手当により、生活設計に影響があったか」について、「あった」38.2%（21人）、「なかった」34.5%（19人）、「わからない」27.3%（15人）であった。「あったと回答した人について、どのような影響があったか」については、「保育所入所を遅らせた」が11人と最も多かった。乳児家庭保育支援手当が保育所入所を遅らせる効果があることがわかる。手当の用途については、「子育てに必要なものを購入」が63.6%（35人）で最も多く、次いで「生活必需品等を購入」が34.5%（19人）、「貯金」が25.5%（14人）、「食品を購入」が14.4%（8人）の順となっている。支給された手当は、子育てや家計支援に消費されていることがわかる。

## ③ 子育てについて

「次の子をもうけたいと思うか」について、「手当があるならもうけたい」が38.2%（21人）、「手当の有無に関わらずもうけたい」が25.5%（14人）に対し、「手当の有無に関わらず予定はない」が30.9%（17人）で、手当の支給が少子化対策に効果をもたらす可能性が示されている。「経済的、または就労復帰などの理由がなければ、子どもを最長いつごろまで家庭内で育てたいと思うか」については、「3歳まで」が50.9%（28人）と最も多く、次に「2歳まで」が20%（11人）、「1歳まで」が18.2%（10人）となっている。経済的、または就労復帰などの理由がなければ、3歳まで家庭内で保育をしたいと考えている親は多い。

## 3. 待機児童の状況

アンケート調査から、3歳まで家庭内で保育を希望する親は多いことが分かる。しかし、実際に、伯耆町では保育施設利用率は全国平均と比べ高水準となっ

ており、0歳児から子どもを保育所に預けて働く親が多い。年齢区分別の保育所利用率は0歳児においては2013年11.1%（全国12.5%）、2014年18.9%（全国11.4%）、2017年23.0%（12.5%）、1・2歳児においては2013年68.7%（全国33.9%）、2014年65.2%（全国35.1%）、2017年23.0%（12.5%）、3歳児以上においては2013年93.4%（全国41.7%）、2014年91.6%（全国44.5%）、2017年94.4%（46.0%）と、全年齢において全国に比べて保育所に預ける保護者が多く、その割合は増える傾向にある。

ただし、0歳児の保育施設利用率は、全国平均で見ると他の年齢と比べ低い水準となっている。2017年4月1日現在の保育所の受け入れ枠は、0歳児30人、1・2歳児127人、3歳児以上264人である。利用児童数は、0歳児17人、1・2歳児115人、3歳児以上234人で、受け入れ枠に占める利用児童数の割合である定員充足率は、0歳児が56.7%、1・2歳児が90.6%、3歳児以上が88.6%である<sup>13)</sup>。全国的に見ると、0歳児の待機児童の増加が目立つのに対し、伯耆町では、0歳児の保育所の受け入れ枠に余裕がある。

その理由としては、「乳児家庭保育支援手当」による経済的支援の貢献が考えられる。また、家庭保育を支援するための子育て支援の役割も重要である。そのひとつが伯耆町子育てコミュニティ・カフェの開設である<sup>16)</sup>。これは子育て中の親子などが気軽に集い、お互いの悩みを話したり、交換する場である。だれでも無料で利用でき、常駐スタッフによる子育てアドバイスも受けられる。2015年度から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を財源に、町が委託する株式会社が運営している。誰でも気軽に集まれる交流スペースを複合商業施設内に開設し、ワークショップやフリーマーケットなども開催している。2016年度以降は、「とっとり型ネウボラ推進事業費（県補助金）」と、「伯耆町豊かなふるさと創造基金繰入金（ふるさと納税積立金）」を財源に事業を継続している<sup>13)</sup>。

表12 保育施設の受入枠・利用児童の状況

H29.4.1現在

|                    | H25  |       |       | H26  |       |       | H29  |       |       |
|--------------------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
|                    | 0歳児  | 1・2歳児 | 3歳児以上 | 0歳児  | 1・2歳児 | 3歳児以上 | 0歳児  | 1・2歳児 | 3歳児以上 |
| 就学前児童数（人）          | 54   | 150   | 255   | 69   | 135   | 261   | 74   | 144   | 248   |
| 保育施設の受入枠（人）        | 21   | 108   | 276   | 21   | 108   | 276   | 30   | 127   | 264   |
| 利用児童数（人）           | 6    | 10.3  | 239   | 13   | 88    | 239   | 17   | 115   | 234   |
| 定員充足率（％）           | 28.6 | 95.4  | 86.6  | 61.9 | 81.5  | 86.6  | 56.7 | 90.6  | 88.6  |
| 年齢区分別の保育施設利用率（％）   | 11.1 | 68.7  | 93.4  | 18.9 | 65.2  | 91.6  | 23.0 | 79.9  | 94.4  |
| 全国年齢区分別の保育施設利用率（％） | 10.8 | 33.9  | 43.7  | 11.4 | 35.1  | 44.5  | 12.5 | 78.1  | 46.0  |

資料：伯耆町福祉課福祉支援室提供資料より作成。

## おわりに

待機児童問題は、実態は、0～2歳児の低年齢児の保育問題である。待機児童を解消するために、政府は保育所をさらに増やす方針であるが、親の保育ニーズのすべてを保育所で対応しようとするのが、保育コストと親子の健やかな育ちにとってどうなのか、再検討も必要なのではないか。

伯耆町の乳児家庭保育支援手当の事例でみてきたように、保育所入所のニーズの高まりとは裏腹に、3歳まで家庭内で保育を希望する親は多く、家庭で0歳児の保育をしている保護者に対する経済的支援は、家庭保育の支援につながり、少子化対策にも有効である可能性が示唆された。0歳児には育児休業の徹底、現金給付の導入等で家庭保育を支援すること、0～2歳児の低年齢児の小規模保育を増やすこと、低年齢児の保育は、親中心の育児も選択できるような保育サービスの選択肢を増やすこと、親が育児を行うための育児休業制度の充実が必要であろう。

日本は低年齢児の保育所整備を進めているが、0歳児保育を社会化している国は意外に少ない。高出生率で有名なフランスの場合は、3歳児未満は家庭保育が中心で、3歳からは全員、幼稚園に入る<sup>17)</sup>。オランダでは、0歳から保育園に預けず、育児休業を取得して家庭で保育する親が多い。そのオランダは、「世

界一子どもが幸せな国」としてその教育制度に注目が集まりもした<sup>17)</sup>。

フランスやオランダの事例から示唆されることは、低年齢児には家庭での子育てを中心とし、1歳児以降は保育所に対応するという役割分担ができてきていることである。日本でも、低年齢児に対する家庭での子育てと保育所・幼稚園の“保育の役割分担”を検討すべきではないだろうか。そのためには、パート・派遣等の有期契約労働者も含めた雇用形態に関係なく育児休業を100%取得できるようにすること、労働市場に戻りやすくすること、キャリア形成に対する支援、家庭保育に対する経済的支援、といった施策の展開となる。

厚生労働省は2017年10月から育児休業を最長2年までに延長することを決めた。これによって、こどもが満2歳になるまで育児休業を取る親が増えることが予想される。同時に、2歳児を預ける需要が急増することも予想される。その受け皿として、政府は、30年度から幼稚園で2歳の子どもを預かれるよう規制緩和を決めた。施設を改修する費用を補助する方針である。保育の選択肢は広がるが、有期契約労働者が100%育児休業を取得できればこそその制度といえよう。労働市場政策との一体的な対策を取らない限り、根本的な待機児童対策は難しいのではないか。

もちろん目の前の待機児童対策は喫緊の課題であり、今できることにはすぐに着手しなければならない。しかし、保育ニーズのすべてを保育所に対応しようとする風潮が保育所の潜在需要を掘り起こし、保育所の待機児童をさらに生じさせている。まず重要であるのは、家庭での子育てを希望する親が安心して家庭で子育てをできることであり、そのために、経済的支援等で家庭での子育てを社会的に評価し、保育施設に入所するときには、スムーズに入所できるような仕組みを構築することが必要であろう。低年齢児の場合は特にこのような“保育の役割分担”が求められる。現状のように、親の保育ニーズのすべてを保育所に対応しようとするならば、保育コストを国民が負担する覚悟が欠かせない。待機児童問題の解消には、低年齢児に対する家庭保育と保育所・幼稚園の“保育の役割分担”の議論を期待したい。

**【注】**

- 1) 内閣府「平成19年版少子化社会白書 第2章第1節」、2009。
- 2) 厚生労働省「人口動態統計」。
- 3) 社会保障・税一体改革  
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/kaikaku.html>>
- 4) 内閣府「子ども・子育て支援制度」<<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>>
- 5) 日本経済新聞、2016年4月14日27面。
- 6) 中室牧子「教育無償化は格差を広げる愚策だ」『文藝春秋』8月号、pp.326-334。
- 7) 藤本健太郎「育児の経済的支援～こども保険への期待」『週刊社会保障』No.2026、pp.44-49。
- 8) 厚生労働省「待機児童解消加速化プラン」  
<[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000123053\\_16.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000123053_16.pdf)>
- 9) 厚生労働省「育児・介護休業」  
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>>
- 10) 有期契約労働者の育児休業取得推進マニュアル  
<<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/youkikeiyaku.html>>
- 11) 小塩隆士『社会保障の経済学』pp.14-15、2013。
- 12) 2017年8月、伯耆町役場福祉課福祉支援室に情報提供を依頼した。
- 13) 伯耆町役場福祉課福祉支援室の情報提供による。
- 14) 『伯耆町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』平成27年、p.5。
- 15) 鳥取県健康福祉部の情報提供による。
- 16) 伯耆町子育てコミュニティ・カフェ  
<<http://www.houki-town.jp/new1/10/9/2/x803s093a037w553x2/>>
- 17) 中谷文美『オランダ流ワーク・ライフ・バランス』pp.201-203、2015。

**【参考文献】**

- 小塩隆士『社会保障の経済学』pp.14-15、2013。  
厚生労働省『保育所等関連状況取りまとめ』2009年～2016年。  
厚生労働省『雇用均等基本調査』。  
国立社会保障・人口問題研究所『第16回出生動向基本調査（夫婦調査）』。  
中室牧子「教育無償化は格差を広げる愚策だ」『文藝春秋』8月号、pp.326-334。  
中谷文美『オランダ流ワーク・ライフ・バランス』pp.201-203、2015。  
藤本健太郎「育児の経済的支援～こども保険への期待」『週刊社会保障』No.2026、pp.44-49。  
伯耆町『まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』平成27年10月。